

埼玉県訓令第一号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表先端産業課の項を削り、同表勤労者福祉課の項中「労働者」を「職」に改め、「労働者」の次に「又は労働者」を加え、同表就業支援課の項を削る。

別表ウーマノミクス課の項職員の欄中「上」を「労働者」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。